

令和6年度 新庄文化会館自主事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

葛城市教育部生涯学習課 新庄文化会館

新庄文化会館自主事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

良質な芸術・文化を幅広い世代の方々に提供するイベントを実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名：令和6年度 新庄文化会館自主事業イベント業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容：仕様書のとおり【別紙1】
- (3) 履 行 期 間：契約書で明記する
- (4) 提案限度額：3, 0 0 0, 0 0 0円（消費税および地方消費税を除く）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和6年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「4. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

4. 入札参加資格を有さない者の参加

3.参加資格要件（1）に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

①提出期限：スケジュール表参照

②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式1】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録（免許）証明書等（営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可）
3	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）

4	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」（旧：商業登記簿謄本） 個人「事業証明書」及び「住民票」	
5	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が 必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要 です。	②市税の完納証明書 ※令和6年4月1日以降に発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
6	印鑑証明書（写し可）※提出日前3か月以内発行のもの	

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和6年4月25日（木）までに審査結果をメールまたは電話で通知、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

5. スケジュール

下表のとおりです。

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和6年4月15日（月）
プロポーザル参加資格要件審査申請期限	令和6年4月22日（月）午後1時
参加申込書提出期限	令和6年5月 1日（水）午後1時
質疑受付期限	令和6年5月 1日（水）午後1時
質疑回答期限	令和6年5月 2日（木）正午以降
企画提案書類提出期限	令和6年5月13日（月）午後5時
審査結果通知	令和6年5月27日（月）を予定

6. 手続概要

(1) 募集要領等の配布

【配布期間等】 令和6年4月15日（月）から令和6年4月29日（月）まで
葛城市新庄文化会館で配布、午前9時から午後5時まで（火曜日及び第2・第4水曜日は除く）もしくは葛城市ホームページからダウンロード

(2) 参加申込書

【提出期限】 スケジュール表参照

【提出先】 葛城市新庄文化会館

〒639-2137 葛城市南藤井70-1

【提出方法】 持参又は郵送により提出すること。

◎持参の場合：新庄文化会館に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

◎郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】 ①参加申込書【様式2】

②参加資格に関する申立書【様式3】

③受注実績調書【様式4】

④会社概要書【様式5】

【参加辞退】 参加申込書提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を新庄文化会館へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(3) 質疑の受付及び回答

【受付期限】 スケジュール表参照

【提出方法】 「質疑書【様式6】」に内容を簡潔に記載し電子メールにて提出してください。

また提出後電話により受信確認を行ってください。なお、質疑書以外での問合せについては一切受け付けいたしません。

メールアドレス：shinjo-bunkan@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-69-4600

なお、件名は「新庄文化会館自主事業イベント業務質疑」とすること。

【回答期限】 スケジュール表参照

正午以降に参加者全員に電子メールで回答します。

(4) 企画提案書類等の提出

企画提案書は（5）の記載に基づき、見積書は（6）の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき2案までとする。

【提出期限】 スケジュール表参照

【提出先】葛城市新庄文化会館

〒639-2137 葛城市南藤井70-1

【提出方法】持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に新庄文化会館に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】

企画提案書（正）＜任意の様式＞ ※会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。	1部
企画提案書（副）＜任意の様式＞ ※会社名及び会社名を特定できる情報を記載しないこと。	6部
見積書	1部

（5）企画提案書の作成

①企画提案書表紙（任意様式）

②企画提案書（任意様式）

（ア）企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は必要に応じて、A4版横、A3版横で使用する。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

（イ）出演する芸能人の芸名及び芸能種別並びに写真を添付すること。

（ウ）企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は15枚（企画提案書表紙及び補足資料を除く。）までとすること。

（エ）使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

（オ）記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

（6）見積書作成要領

仕様書に記載する本業務に必要となる全ての費用（消費税額及び地方消費税額を含まない。）を記載すること。ただし、提案限度額以内とする。（任意様式）

7. 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行い、審査は、【別紙2】「新庄文化会館自主事業イベント業務に係る審査実施要領」により実施する。

※各提出書類の記載内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和6年5月27日（月）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

8. 契約

(1) 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受託候補者として協議を行うものとする。

(2) 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

9. 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

10. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ②提案した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提案以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開

とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

- ⑦企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

葛城市役所 教育部生涯学習課 新庄文化会館

〒639-2137 葛城市南藤井70-1

(TEL) 0745-69-4600

(FAX) 0745-69-4609

(メール) shinjo-bunkan@city.katsuragi.lg.jp